

～ ご入居に際しての諸手続き及び注意点 ～

◇ ◇ ◇ 内容をご確認頂き、快適なマンションライフをお楽しみ下さい ◇ ◇ ◇

○電気の開栓

入居の際は、直接関西電力へ契約申込みを行って下さい。

※土・日・祝は関西電力が休みです。

1 関西電力に使用開始の連絡

<input type="checkbox"/> 京都営業所	TEL075-491-1141	受付9:00～20:00
<input type="checkbox"/> 伏見営業所	TEL075-611-2131	受付9:00～20:00
<input type="checkbox"/> 枚方営業所	TEL072-841-1131	受付9:00～20:00
<input type="checkbox"/> 滋賀営業所	TEL077-522-2611	受付9:00～17:00
<input type="checkbox"/> 彦根営業所	TEL0749-22-0080	受付9:00～17:00
<input type="checkbox"/> 八日市営業所	TEL0748-22-2111	受付9:00～17:00

2 住所・氏名・お客様番号を伝え、使用者登録を行う

※お客様番号は、開栓カードに記載されます。

※ブレーカースイッチをONにしても電気が流れない場合は関西電力に連絡して下さい。

※電気温水器は深夜電力を使用する為、入居初日はお湯が使えない場合があります。

○ガスの開栓

入居の際は、直接ガス会社へ契約申込みを行って下さい。

開栓には必ず本人の立会と認印が必要です。

ガス使用時は必ずその使用ガスの種類にあったガス器具をご用意下さい。

1 ガス会社に使用開始の連絡

大阪ガスの場合

- ・ 京都・滋賀 TEL0120-8-94817
- ・ 大阪北東部 TEL0120-5-94817

2 住所・氏名を伝え開栓を申込む（印鑑が必要です）

※プロパンガスの場合、物件毎にガス供給会社が異なります。当社へご確認下さい。

※都市ガスかプロパンガスか不明な場合は当社までご連絡下さい。

※大津市内で都市ガスの場合は大津市役所安全サービス課に2～3日前までに連絡して下さい。（TEL077-528-2612）

※季節により10日以上前にガス会社へ開栓の連絡をしないとガスの契約が出来ない場合があります。

○電話

現在ご使用中の電話がある場合は、局番なしの116番で移転の手続きが可能です。レンタル電話物件はレンタル電話会社へ連絡して下さい。

電話番号等が決まりましたら、当社までご連絡下さい。

○水道の開栓

物件や地域により扱いが異なります。ご不明な場合は、当社までご確認下さい。

専用メーターの場合

直接水道局に水栓番号をお調べの上、お電話で開栓申込みをして下さい。

※管轄局にて手続きが必要な場合各水道局によって手続きが異なります。詳細は管轄水道局へお問合わせ下さい。

（印鑑、予納金、水道番号が必要な場合があります。）

私設メーターの場合

手続きは不要です。当社にて使用量を検針の上ご請求致します。

定額又は共益費に含む

手続きは不要です。そのままご利用下さい。

無駄な使用はご遠慮ください。水道使用量が著しく過大な場合は、別途追加料金をご請求させて頂く場合がございます。

※各水道局連絡先（営業月～金）

<input type="checkbox"/> 京都市上下水道局	<input type="checkbox"/> 大山崎町役場	TEL075-462-3251	
北（営） TEL075-462-3251	<input type="checkbox"/> 城陽市水道部	TEL0774-52-2044	
<input type="checkbox"/> 丸太町（営） TEL075-841-9146	<input type="checkbox"/> 京田辺市水道部	TEL0774-62-0414	
<input type="checkbox"/> 右京（営） TEL075-841-9184	<input type="checkbox"/> 八幡市水道部	TEL075-983-5216	
<input type="checkbox"/> 西京（営） TEL075-392-8791	<input type="checkbox"/> 枚方市水道局	TEL072-848-5518	
<input type="checkbox"/> 左京（営） TEL075-722-7700	<input type="checkbox"/> 交野市水道局	TEL072-891-0016	
<input type="checkbox"/> 東山（営） TEL075-561-7117	<input type="checkbox"/> 寝屋川市水道局	TEL072-824-1181	
<input type="checkbox"/> 山科（営） TEL075-592-3058	<input type="checkbox"/> 大津市役所		
<input type="checkbox"/> 九条（営） TEL075-682-3910	安全サービス課	TEL077-528-2612	
<input type="checkbox"/> 伏見（営） TEL075-641-8301	<input type="checkbox"/> 草津市水道		
<input type="checkbox"/> 長岡市上下水道局	サービスセンター	TEL077-561-2440	
TEL075-955-9540	<input type="checkbox"/> 栗東市上下水道局	TEL077-551-0135	
<input type="checkbox"/> 向日市上下水道局	TEL075-931-1111	<input type="checkbox"/> 守山市上下水道局	TEL077-582-1136
<input type="checkbox"/> 宇治市上下水道局	TEL0774-20-8761		

※上記以外は最寄りの水道局へお問合わせ下さい。

○郵便

転居届を出しておくのと転居後の住所に郵便物が転送されます。最寄りの郵便局窓口にも身分証、認印を持参し転居届を行って下さい。

○インターネット

接続工事や申込みについては、オーナー様等の事前承諾が必要です。当社までご連絡下さい。

○ゴミの出し方について

ゴミの出し方は各、市区町村毎に異なります。ご自分の地域がどうなっているのか、当社もしくはお住まいの市区町村役場・お住まいの地域のまち美化センター等へお問合せ下さい。

■家電リサイクル法について

一般家庭や事業所から排出された家電製品（エアコン、テレビ〔ブラウン管式のもの〕冷蔵庫、洗濯機）から有用な部品や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに資源の活用を推進するための法律です。

家電製品（エアコン、テレビ〔ブラウン管式のもの〕冷蔵庫、洗濯機）の廃棄は有料となります。廃棄する際は、販売店か、もしくは近くの協力店に回収依頼をして下さい。

○結露について

結露とは、多量の水蒸気を含んだ空気が冷たい壁面やガラス面などに触れ、水分が露となって付着することを言います。よく窓ガラスで見かけるこの現象をそのままにしておくと、湿っぽいうえにカビやダニを発生させる温床となり、家具や住まい全体を損なうだけでなく、人体にも悪影響を及ぼします。特に気密性の高いコンクリート造りの建物では自然換気が行なわれにくく、また建物自体に水分を含んでいるため結露が発生しやすくなります。

■結露を防ぐために

- ・窓を定期的に開閉し、換気扇を回して通風を良くする。
- ・住まい全体を同じ室温に保つ。（室温は低めに）
- ・炊事・入浴の際は換気扇を回す。
- ・外出時には、押入れ、換気小窓などを開けて部屋全体の通風を良くする。
- ・室内で洗濯物を干さない。
- ・水蒸気の発生する燃焼方式の暖房器具（石油・ガストーブなど）を使用しない。
- ・除湿機・除湿材を活用する。
- ・クローゼットや押入れに、荷物を詰め込みすぎない。
- ・床に「すのこ」を敷くなど、床や壁の間にスペースを確保する。
- ・家具などを壁から少し離し、裏側にも風が通るようにする。
- ・カビは日光に弱いので、晴れた日には窓だけでなく家中の間仕切りや戸を開ける。
- ・窓やガラスなどに水分がついた時は、乾いた布ですみやかに拭き取る。
- ・エアコンのフィルターはマメに掃除する。
- ・窓に厚手のカーテンを引く。（天井から床まで二重にかけると効果的）
- ・お風呂や流しのフチ、パッキンの汚れは、家庭用の中性洗剤やアルカリ性洗剤で拭き取る。
- ・梅雨時期でも天気の良い晴れた日を選んで、収納してあるものを虫干しする。

カビが発生したときには ※薬品などの取り扱いについては、専門店にお尋ね下さい。

□水回り（洗面所・風呂・キッチン・トイレ）

カビ取り剤を吹き付けてしばらく放置したあと、スポンジかブラシでこする。水を隅々まで流したあと、乾かして下さい。

□壁や家具の裏

カビ取り剤を吹き付けて、雑巾で拭き取り、乾かして下さい。壁のビニールクロスにカビが生えた時は中性洗剤などを含ませた布で拭き、アルコールを塗っておくと防止になります。

□窓枠

窓枠の黒ずみもカビです。カビ取り剤を付け、歯ブラシでこすって落とすあと、乾燥させて下さい。

□絨毯

布に消毒用アルコールをしみこませ、たたくようにして拭き取ります。じゅうたんにカビが出るようだと部屋全体の湿気対策が必要です。

□冷蔵庫

パッキングの黒ずみには、塩素系の漂白剤を薄め、歯ブラシにつけてこすって水拭きします。

■カビによる部屋の損傷について

結露によるカビの発生、汚れ、家具、クロスなどの損傷についての修復費用は、原則としてお客様のご負担となります。日頃から防止対策を心がけて下さい。

○入居中修繕について

日常生活で専有部に補修・修理が必要になった場合は、早急に当社までご連絡下さい。時間が経ってからだと、その原因が通常使用によるものか判断が難しくなり、場合によっては、お客様のご負担となる場合もあります。又、修繕の際、お客様自身で管理会社の指定業者以外に手配及び支払いされた場合は、その費用は、全額お客差のご負担となる場合がありますので、補修・修理の際は当社までご連絡下さい。

○契約内容の変更について

諸事情により、保証人様等契約内容にご変更が生じる場合、事前に弊社迄ご連絡下さい。変更内容等を確認させて頂いた上で各手続きをさせていただきます。又、ご契約の内容やご変更の内容により、信販会社・保証会社等の再審査が必要な場合がございます。